

答申第222号

情公第1576号

令和3年7月28日

神奈川県公安委員会  
委員長 岡田 優子 様

神奈川県個人情報保護審査会  
会長 玉巻 弘光

自己情報開示処分に関する審査請求について（答申）

令和2年10月14日付けで諮問された警察官が撮影した審査請求人に係る写真開示の件（諮問第240号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、原本が単色刷りの審査請求人に係る写真を特定し、開示したことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和2年4月30日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、審査請求人が暴力を振るわれた件（以下「本件事件」という。）で、■年■月■日に特定警察署に相談した際に審査請求人を撮影した写真（既に交付を受けた文書のうち「相談者の容姿（P1）」を除く。）に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報について、開示請求書の備考欄に、カラーでの交付を希望する旨を記載した上で、開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年5月14日付けで、■年■月■日受理に係る警察相談受理票及び■年■月■日、■月■日、■年■月■日、■月■日及び■月■日措置に係る警察相談措置票（以下「本件受理票等」という。）に添付された審査請求人を撮影した写真（「相談者の容姿（P1）」を除く。）（以下「本件写真」という。）を保有個人情報として特定の上、開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年8月12日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、写真の全てを鮮明なカラーコピーで交付を求める審査請求を行った。

## 3 実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部広報県民課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

### (1) 警察相談に係る事務処理規定について

警察相談は、県民等からの犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穏に関する相談、警察に関する苦情、警察の所掌事務に係る要望、意見等の申出であり、これらの申出をする者（以下「相談者」とい

う。)がある場合には、神奈川県警察相談取扱規程第9条に基づき、神奈川県警察の各所属の職員の中から、各所属の長(以下「所属長」という。)が指定した警察相談員が原則として受理している。

警察署において警察相談を受理したときは、警察相談受理票を作成するほか、警察相談措置票に必要な事項を記載し、その措置経過、措置結果等を明らかにし、所属長に報告した上で、適正に保管している。

また、その際、必要に応じて、その後の参考とするため、相談者が提出した書類や、写真として保管するものを撮影するなどし、警察相談の資料として警察相談受理票及び警察相談措置票(以下「警察相談受理票等」という。)に添付し保管している。

## (2) 本件写真について

本件請求を受け、実施機関は、■年■月■日に本件事件の取扱いについて審査請求人が特定警察署に相談した際に特定警察署が作成し、保管していた本件受理票等に添付された審査請求人を撮影した写真(全8ページのうち1ページ目を除いた2ページ目から8ページ目の写真)を特定した。

実施機関が本件写真を特定したことは、次のとおり遺漏がない。

本件写真は、審査請求人から警察相談を受理した際に、けがをした手と足を撮影して欲しいという審査請求人からの要望があったことから、審査請求人を撮影し、警察相談の資料として、けがの部位の説明書きを入れた上で、写真を白黒で印刷したものを本件受理票等に添付し、所属長に報告したのち、適正に保管していたものである。審査請求人から、本件受理票等に添付された審査請求人を撮影した写真に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報の開示請求(以下「前開示請求」という。)に係る保有個人情報として開示した全8ページのうち、1ページ目を除いた2ページ目から8ページ目の写真を再度、開示請求があったことから、本件写真を保有個人情報として特定の上、その原本を複写し、開示・不開示の判断を行った上で審査請求人に写しの開示をしたものである。

また、審査請求人を撮影した写真のデータについては、写真を白黒で印刷したものを警察相談受理票等に添付した時点で削除していたものである。

よって、本件写真はカラーで印刷されておらず、警察相談受理票等に添付

した後に本件写真に係るデータは削除されていることから、本件請求の時点で実施機関は当該データを保有していない。

なお、審査請求人は、けがの症状を鮮明に示さず、けがの事実を隠蔽された旨主張するが、特定警察署は本件写真とは別に、本件事件に係る被害者の負傷部位を明らかにするため被害者である審査請求人の負傷部位の写真撮影を実施しており、当該写真は、本件事件に関し作成された刑事訴訟に関する書類として保管されていることから、実施機関は、審査請求人のけがの事実を隠蔽しているものではない。

### (3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定警察署が行った審査請求人への取扱いについての要望や特定警察署の対応に対する不服等を主張し、本件処分の取消しを求めているが、実施機関による条例に基づく開示・不開示の判断には何ら影響を及ぼすものではないことから、本件処分を取り消すべき主張とは認められない。

## 4 審査請求人の主張要旨

(省略)

## 5 審査会の判断理由

### (1) 単色刷りの本件写真を特定したことについて

#### ア 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記4(1)のとおり、本件写真の鮮明なカラーコピーの交付を求める旨主張する。

この点、カラーコピーの作成及び交付は、カラーの原本が存在しなければ不可能であることに鑑みれば、当該主張は、次のいずれかの主張として考えることができる。

(ア) 本件写真は、カラーのものが実施機関において管理されているにもかかわらず、実施機関が単色刷りの写しを作成して交付したので、カラーコピーを改めて作成して交付すべきである。

(イ) 本件写真が単色刷りのものしか管理されていなかったとしても、本件写真とは別に、その元となったカラー写真のデータを実施機関は管理し

ているはずなので、それを特定して開示すべきである。

これに対し、実施機関は、前記3(1)及び(2)のとおり、本件写真は単色刷りのものしか存在しておらず、また、本件写真の元となった写真のデータは削除した旨説明するから、これらの点について以下検討する。

イ 実施機関で管理している本件写真が単色刷りか否かについて

実施機関は、本件受理票等の作成経緯について、前記3(2)のとおり説明し、本件受理票等の一部である本件写真は単色刷りである旨説明する。

この点、当審査会事務局をして、本件写真を含む本件受理票等の原本を確認させたところ、本件受理票等は本件写真を含めて単色刷りであって、警察相談受理票の決裁欄のみ、朱色の押印が認められる。

また、その相談要旨の記載から、本件写真は、審査請求人からの警察相談を受理するに際して、同人の要望を受けて撮影されたものであると認められ、本件写真は、本件受理票等に添付される形で、本件受理票等の一部として編てつされていることも認められる。

加えて、本件受理票等の一部を除き印刷された文字であって、所属長指揮事項欄のみ手書きによる記載が認められる。

これらの事情からすると、本件受理票等は、特定警察署の特定係の職員が相談の受理に際して、審査請求人の要望に基づき、デジタルカメラ等により撮影した本件写真と、聴取した内容をパソコン等で入力して作成した警察相談受理票等を単色刷りで印刷し、その紙面の回議に際して決裁権者からの押印及び所属長からの指揮の記載を受け、決裁したものである。とすると、実施機関は、同紙面を管理していたと考えることが自然であって、これと同旨の実施機関の説明は首肯できる。

加えて、当審査会事務局をして、本件受理票等の作成時、本件受理票等を作成した特定警察署特定係に存在したプリンターについて確認させたところ、特定警察署のプリンターの管理台帳に基づけば単色刷りにのみ対応するものであることが認められ、このことも上記の判断を裏付けるものといえる。

よって、実施機関が管理している本件写真が単色刷りであるとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点はない。

ウ 本件写真の元となったカラー写真のデータの存在について

前記イのとおり、本件写真を含む本件受理票等は、単色刷りプリンターにより印刷されたものであるが、デジタルカメラ等で撮影された本件写真のデータ自体はカラーであったと考えられる。

そうだとすると、当該カメラ等で撮影した当該写真のデータが現存すれば、これも請求の対象となり得るから、審査請求人の求めるカラーの写しを作成し交付することが可能であるところ、実施機関は前記3(2)のとおり、当該写真のデータは既に削除した旨説明する。

この点、実施機関の内規（デジタルカメラ等の使用及びデータの管理要領について（通達））では、警察職員が使用したデジタルカメラ等を運用主任者に返納する際には、記録データを消去した上で行うものと規定されている。

また、神奈川県警察行政文書管理規程には、「…電子文書を印字した文書があるときは、当該電子文書を原本として管理しないものとする」旨規定されている。

さらに、条例第16条には、「実施機関は取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。」旨が規定されている。

これらの規定からすると、デジタルカメラ等に保存された本件写真のデータについては、撮影に使用したデジタルカメラ等及び外部記録媒体を運用主任者に返納する際に内規に基づき消去したと考えることが相当であり、また、本件写真の印刷のために一時的にパソコンに保存した本件写真のデータについても、本件受理票等及び本件写真は、所属長まで決裁を終えた紙面として管理している以上、当該文書の原本性がこれに移行し、かつ、警察相談の取扱いに係る目的を達したと考えられることから、速やかに当該データを削除することは、条例の趣旨に照らして不合理ではなく、これと同旨の実施機関の説明は首肯できる。

よって、本件写真データが存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆す事情も存在しないことから、本件写真のデータが別に存在するとは認められない。

また、念のため、当審査会事務局を通じて実施機関に本件写真のデータの探索を命じたが、存在しなかった旨の報告があった。

#### エ 小括

よって、本件写真の原本は単色刷りであり、かつ、本件写真のデータは存在せず、更に、その他に本件請求の対象となる保有個人情報が存在するとは認められないから、実施機関が単色刷りの本件写真を特定し、開示したことは妥当であると判断する。

#### (2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定警察署における本件事件の取扱いについてるる主張するが、当審査会は保有個人情報の開示の請求に係る諾否の決定の当否について神奈川県公安委員会から意見を求められているのであり、当該主張について調査審議する立場にない。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2 年 10 月 14 日	○ 諮問
令和 3 年 2 月 18 日 (第312回審査会)	○ 審議
3 月 18 日 (第313回審査会)	○ 審議
4 月 15 日 (第314回審査会)	○ 審議
5 月 20 日 (第315回審査会)	○ 審議
6 月 17 日 (第316回審査会)	○ 審議
7 月 5 日	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づき提出された資料を収受
7 月 12 日	○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づき提出された資料を収受



神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 井 惠 里 可	文 教 大 学 教 授	
金 子 匡 良	法 政 大 学 教 授	会長職務代理者
高 橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 名 誉 教 授	会 長
長 谷 川 範 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和3年7月28日現在）（五十音順）